

航空遺産活用・保存等検討委員会・結果報告概要

日本の産業遺産について

日本の産業遺産の現状

■産業遺産とは

日本における産業遺産とは、明治維新から今日までの近代化によってもたらされた、各種産業の機械工業化への転換を示す技術・道具・製品・施設・記録等の事物をいう。九一式実物資料はそのひとつに位置づけられる。

■産業遺産に対する近年の評価

科学技術創造立国を目指す日本にとって、過去の技術を再評価することは新しい技術を生み出していくことに通じることから、産業遺産を保存し後世に伝えていくことの必要性が社会的に認められつつある。

■産業遺産の課題

産業遺産の分野は多岐にわたり、「保存」にはそれぞれに専門的な技術が求められる。またそれを如何に「活用」するかも重要な課題であり、各産業分野において、「保存」と「活用」の方法論を確立していく必要がある。

産業遺産と文化財保護について

■文化財保護行政の流れ

産業遺産の保存に対する社会的認識の高まりに応えるため、産業遺産を文化財として保護していくための法的措置として、文化財保護法の改正が行われた。

■文化財指定制度と登録有形文化財制度

産業遺産の文化財保護には、「文化財指定制度」と「登録有形文化財制度」があり、重要なものを厳選し許可制等で強い規制と手厚い保護を行う「指定制度」では現在、18件が科学技術・産業技術遺産として指定されている。

■登録有形文化財制度の改正について

登録有形文化財制度は今まで建造物のみを対象としてきたが、平成17年度の改正に伴い、産業遺産もコレクションとして系統的・網羅的に収集されたものならば、有形文化財として登録できるものとなった。

日本の航空遺産について

■航空遺産の位置づけ

航空技術は産業技術の中でも、その最高水準にある集大成的所産として、様々な産業の機械工業化を牽引し影響を与えてきた。航空遺産は我が国の産業技術史上で、重要な位置を占める産業遺産といえる。

■航空遺産の保存の現状

今までは、航空遺産に対する文化財としての社会的認識が低く、特に軍用機は戦争との関わりから負の遺産として扱われたため、積極的な保存の対象とならなかった。

■航空遺産の課題

産業遺産に対する認識が高まり文化財保護の対象となった昨今において、航空遺産の散逸を防ぎ後世に伝えていくには、文化財としての保存・活用の基本方針や方法論の策定が急務である。

九一式実物資料について

■九一式戦闘機の意義

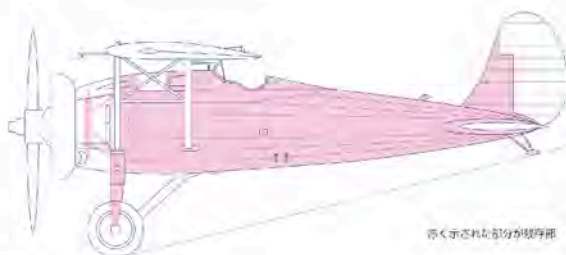
九一式戦闘機は日本の航空技術が海外の模倣から日本独自の技術へ移行する転換期に位置し、実物資料はそれを後世に伝えるうえで現存する唯一のものであり、わが国の航空技術史および産業技術史上、極めて価値が高い。

■九一式実物資料の保存状態

屋内に保管されていたため実物資料の保存状態は概ね良好で、元の所有者が入手して以来全く手が付けられておらず、加工や破損がほとんど認められない、オリジナルの状態が保たれている。



九一式実物資料の現況



赤く示された部分が現存部

航空遺産の保存・活用に関する基本的考え方

■ 保存についての基本的考え方

…航空遺産を文化財として判断する3つの基準

- 1.航空技術史上および航空史上において重要な位置づけにある。
- 2.オリジナルの状態を維持し、多くの歴史的技術的情報を含んでいる。
- 3.現存する資料数が少ないなど、希少性が高い。

■ 活用についての基本的考え方

- 1.文化財的価値が高いと判断される資料は、現状保存を優先し、必要な「修復」をするものとする。
- 2.資料が複数ある場合は「復元」も視野に入れて検討する。
- 3.「復元」や「複製」は、オリジナルに限りなく近い状態を目指す。

■ 航空遺産と戦争について

航空遺産の活用・公開にあたっては、戦争との関わりだけに囚われず、先ずはその時代の最高水準を示す工業製品としてありのままに公開する。

■ 外部の人材による評議委員会の設置

評価が必要な航空遺産があるときは、外部の人材による評議委員会を随時設け、客観的な判断をおおぐことのできる体制を整備する。

■ 活用手法の意味

- 「修復」…その資料の機能や外観を、現状保存するための最低限の処置をする。
- 「復元」…その資料の機能や外観を、オリジナル性を考慮して元の状態に戻す。
- 「複製」…その資料とできうる限り同じ材料・工具・製作技術で原寸大のレプリカを作る。

九一式実物資料の保存・活用に対する基本的考え方

九一式実物資料は、文化財として保存されるべき航空遺産の条件を全て満たした極めて貴重な資料であり、復元を実施せずに「保存」を前提として扱うものとする。

オリジナルの状態を損なわない方法で、資料に負担のない安定的な保存環境を確保する。

文化財指定を視野に入れつつ、有形文化財としての登録手続きを速やかに行うべきである。

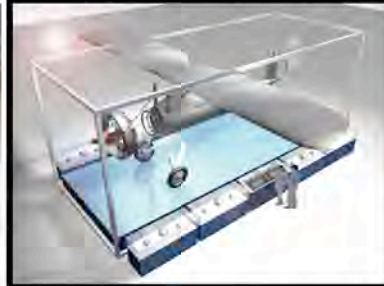
活用にあたっては、実物に負荷をかけない方法でその全体像を補完的に示す展示物を設置する。

九一式実物資料の活用手法について

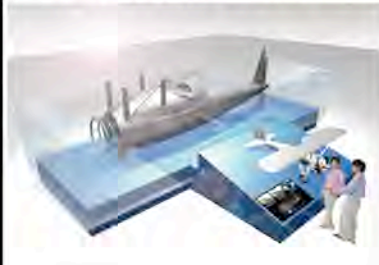
■ ア.実物資料+原寸レプリカ



■ イ.実物資料+原寸パーツレプリカ



■ ウ.実物資料+縮尺模型



3案の比較検討結果

製作費などを考慮に入れると、胴体以外の主翼・尾翼・エンジンなどの原寸レプリカを製作し、現状を維持した実物の胴体に近接するかたちで展示した「イ案」が、実物資料を保存しながらその全体像を原寸で示すことができる点で、望ましいと考える。

原寸レプリカ製作の実施ガイダンス

■ 原寸レプリカの製作にあたり

原寸レプリカの製作は、製作を中心的に推進する「実施チーム」と、それを客観的な立場から指導・確認する「評議委員会」を組織して製作する。

■ 製作プロセスの公開

活用の一環として、原寸レプリカの製作過程の一般公開や、製作体験ワークショップ等を開催し、来館動機を高めれば、博物館活動の重要なアイテムとして位置づけることができる。

■ 展示・活用を行わない場合

現時点で有効な活用手段が講じられない場合は、一般的な展示には供せず、環境が整う未来に判断を委ねることも手法のひとつである。好ましい保存環境の下で保管するという活用手法も検討すべきである。